

### 救急

なぜ心肺停止者にAED(注)を使用しなかったのか

**問** 平成19年5月の一事例で心肺停止傷病者を救急隊が病院へ搬送する際、AEDを使用しなかったのはどういふ事情か。同じ方が2年前にも同じような状態で倒れた時には救急隊はAEDを使用、その後退院されている。

**答** 心筋梗塞などの心肺停止傷病者に対しては、AEDによる電気ショックを施すことが最も適切な処置とされている。ご質問の事例は、救急隊が早期の電気ショックをとAEDの電極パッドを胸に張ったが、除細動に適さない心臓リズム、いわゆる心臓のポンプの異常であるP.E.Aの波形であったため、AEDは作動しなかった。これをモニターで確認後、車内でも心臓蘇生を施しつつ救急搬送、病院収容直後には心室細動状態になり、その後4週間生存された。人命救助のため、昼夜訓練を積み重ねている救命救急士らが日々活躍していることを誇りに思い、引き続き救命率向上に取り組む。

(注) AEDとは、自動体外式除細動器。電気ショックを行うための機器。



▲ 市役所1Fロビーに設置されているAED

### 国保

国保短期証・資格証明書発行はやるべき

**問** 法改正で年金保険料未納者に有効期間の短い国保短期証の発行が可能となるが、違う制度で制約すべきではない。悪質滞納者であれ受診機会を奪う10割負担の資格証明書の発行、また国保料の年金天引きはやめるべき。

**答** 法改正は、公的年金制度への信頼確保と安定的運営を図るため、保険料納付促進等の措置を講じるもの。年金受給権の確保は介護保険料等特別徴収の仕組みが機能するための前提。法改正の趣旨を踏まえ、国民年金未納者への国保短期証交付は国保事業運営への影響等を勘案し、慎重に検討する。また、滞納者への資格証明書の交付は悪質な未納者に対する納付催告の一手法で、負担公平性のため必要かつやむを得ない措置。適用前後とも調査・納付相談を十分に行い、的確な状況把握と収納対策に努める。平成20年4月からの65歳以上の国民健康保険料の年金天引きは、医療保険や介護保険財政の安定的運営の大切な前提条件であり、義務的規定のため実施する方向で考える。

### 防災

震度6弱予測に対する被害想定の見直し、対策は

**問** 東南海・南海大地震で府南部では最大震度6弱になる予測が公表された。被害想定を見直し、対策を強化すべき。耐震改修促進計画の策定の遅れを口実にせず、直ちに簡単な改修を含む耐震改修助成制度の実施をすべき。

**答** 東南海・南海大地震で震度6弱が想定されることから、宇治市など南山城地域を、東南海・南海地震特別措置法の対策推進地域として、法指定を府から国に要望されている。法指定されれば、地震対策推進計画を策定し、これに伴う防災計画の見直しが必要である。

宇治市建築物耐震改修促進計画を平成20年度の早い時期を目途に策定する。耐震改修促進の支援策は、耐震化に関する啓発及び知識の普及への取り組み、ハザードマップの作成、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化に取り組む区域の検討などを行う中で、必要に応じて検討する。簡単な耐震改修への助成は、府の耐震改修助成制度の要件を満たさなくなり、慎重に取り扱う必要がある。



▲ 宇治市内の障害者向けグループホームの1つ

### 福祉

「親亡き後の障害者の暮らし」に対する考えは

**問** 障害者の保護者にとって切実な問題である「親亡き後の障害者の暮らし」について本市の考えは。障害者向けグループホーム設置に向け市独自の補助ができないか。既存の市営住宅をグループホームに改装できないか。

**答** 障害者福祉計画に基づき、必要なサービスの確保に努める。相談支援事業や関係機関との連携により、成年後見制度の普及啓発や障害者の雇用促進等に努め、親亡き後も障害者が自立した日常生活、社会生活が営めるよう努める。グループホーム等の助成は、現在国や府、さらに民間団体でも、様々な助成がある。市としては、グループホームの整備につき、これらの助成制度を有効に活用できるような事業者となる法人に情報提供を行う。知的障害者のためのグループホームは現在実施している黄檗市営住宅の建替事業の中で1戸確保する。市営住宅一般住戸のグループホームへの転用は、非常に困難な状況にあるが、将来の課題として、研究していく。

### 防災

要援護者に対する避難支援計画はど

**問** 高齢者や障害者など、災害時に支援が必要な要援護者に対する避難支援計画の策定にあたり、要援護者名簿の作成と、その活用方法を含めた現在の取り組み状況はどうなっているか。検討委員会での議論がどのくらいか。

**答** 危機管理課を中心に、健康福祉部の各課、個人情報保護の担当課、消防本部の警防課、社会福祉協議会にも参加をしていただき、検討会議を立ち上げて各々の課題について検討を開始した。課題の1つ目は要援護者の個人情報取扱い、個人情報保護の目的外利用の例外となる本人同意を得るか、個人情報保護審議会の意見を聞く必要がある。課題の2つ目は地域の受け皿の問題である。例外規定を適用し、地域の団体と情報を共有するためには、情報の安全管理等の観点から、協力いただける団体の選定や個人情報取扱いに関する研修などの課題もある。早急にこうした課題を整理し、国・府等の関係機関に対して必要な要望をし、本年度と来年度の2カ年をかけて策定していく。

### 水道

開浄水場廃止の白紙撤回要求を真摯に受け止めよ

**問** 地元住民から求められている開浄水場廃止の白紙撤回要求を真摯に受け止め対応することが必要。

**答** 開浄水場の休止は、平成18年12月の建設水道常任委員会へ報告、平成19年3月議会には修正案が出されたが、結果として開浄水場の休止を含む予算原案が全議員の賛成により可決された。よって、府営水への切りかえは早期に行うことが水道事業者の責務である。開浄水場の原水の地下水はトリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが環境基準を超過しており、協議の結果、原水で環境基準を超える水は原則使用しないこととした。給水単価について、各費用は、具体的に各浄水場で使用したものは各々浄水場費用として算入し、共通するものなどは配水量按分している。地下水の重要性は十分に認識しており、自己水の比率は35%を基準として今後水道事業を運営していく。



▲ 開浄水場

### 遺跡

宇治川護岸遺跡を、史跡公園として整備できないか

**問** 宇治川護岸遺跡は、「極めて重要な発見」と言われている。南側も発掘調査する予定のようだが、今回の発掘で明らかになったこと、続く発掘での可能性は。見学できる形で、史跡公園として整備できないのか。

**答** 今回発掘の宇治川護岸遺跡は太閤堤に関係する治水施設ではないかと考えられており、宇治川の左岸にあると考えられていた堤が右岸にもあったこと、また今回の遺跡は当時の治水の実情を具体的に知ることができ、全国的にも数少ない発見であると考えられる。今後の南側の発掘調査により、宇治郷絵図に記されているとおり、さらに南側に続くのかどうか見極めたい。また、宇治の国指定史跡は平等院庭園と車上り瓦窯跡がある。車上り瓦窯跡が国指定史跡になるまで、ほぼ4年の歳月がかかった。なお、史跡になるためには遺跡の全体像を把握する必要がある。発掘調査が一部済んだのみであり、今後の対応については開発業者等とも協議を進めていく必要がある。



▲ あさぎり市風景

### 農業

宇治市の農業の現状と課題は

**問** 宇治市において、国の新施策に沿って地産地消の促進を初め、生産者にスポットを当てた様々な施策を積極的に推進しているが、これまでの取り組み状況と今後の見通しは。あわせて宇治市の農業の現状と課題は。

**答** 国は、大規模営農に焦点を当てた取り組みを展開している。市では、大多数を占める小規模農家は、高齢化の進行と後継者不足といった構造的な課題を抱えており、意欲ある農業者の自立的経営の確立と、小規模農家への支援のための事業に取り組む、地域の需要に応じた米づくりと水田農業の構造改革を進めるため、水田を活用した作物の産地づくり等を推進している。また、宇治茶の名声と伝統を守るため、高品質茶推進事業等の各種事業を展開し、振興に努めている。地産地消の取り組みとしては、直接生産者が出店できるシステムを構築し、販路の拡大が進められている。今後も引き続き農業が産業として自立できるような、生産性、収益性、効率性の高い農業を目指す。